

北上地区消防組合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第10号

北上地区消防組合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の住居手当に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 給与条例第12条第1項第1号の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者（<u>給与条例第10条に規定する扶養親族で同条例第11条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。</u>）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p><u>第3条及び第4条 削除</u></p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 給与条例第12条第1項第1号の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>職員の扶養親族たる者（給与条例第10条に規定する扶養親族で同条例第11条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</u> <u>（配偶者が居住するための住宅から除く住宅）</u></p> <p><u>第3条 給与条例第12条第1項第2号の規則で定める住宅は、</u></p>

第2条第1号に規定する職員宿舎及び同条第2号に規定する住宅とする。

第4条 削除

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。